

2019年5月29日

株主の皆様へ

会社名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 平 喜 一
(コード番号 1898 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 江藤 研一
T E L 03 - 3434 - 3345

当社第70回定時株主総会 第3号議案および第5号議案に係る補足説明

本年6月21日に開催予定の当社第70回定時株主総会に上程いたします予定の第3号議案「資本コストの開示に係る定款変更の件」および第5号議案「不祥事における第三者委員会の設置に係る定款変更の件」(いずれも株主提案)につき、その内容は招集ご通知にてお知らせのとおりであります。株主の皆様へ、より深くご理解いただくため、下記のとおり補足説明申し上げます。

記

1. 対象議案

<株主提案>

第3号議案「資本コストの開示に係る定款変更の件」

第5号議案「不祥事における第三者委員会の設置に係る定款変更の件」

上記の各議案は一部の株主様からのご提案であり、当社取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

2. 補足説明(第3号議案および第5号議案に対する取締役会の意見について)

- (1) 第3号議案「資本コストの開示に係る定款変更の件」に関する当社取締役会の意見は、第70回定時株主総会招集ご通知29頁に記載のとおりでございますが、「資本コストを意識した経営」に関する当社の考え方につきましては、当社ウェブサイトにも掲載しておりますので、あわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

<第70回定時株主総会招集ご通知>

<http://www.seikitokyu.co.jp/ir/shareholders>

<当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンス」>

<http://www.seikitokyu.co.jp/company/corporate-governance>

- (2) 第 5 号議案「不祥事における第三者委員会の設置に係る定款変更の件」に関する当社取締役会の意見は、第 70 回定時株主総会招集ご通知 36 頁および 37 頁に記載のとおりでございますが、次の事項につきまして重ねてご説明申し上げます。

「調査委員会」の設置について

当社は、2016 年 3 月 25 日公表の「独占禁止法順守に向けた再発防止策について」によりお知らせしているとおり、同日開催の取締役会において違法行為の徹底排除についてあらためて決議し、全社をあげて独占禁止法違反行為の再発防止に向けた様々な施策に取り組んでおります。

かかる**再発防止策の策定・公表以降、当社において独占禁止法違反行為の存在は確認されておりませんが**、一方で、2017 年 2 月に、アスファルト合材の販売価格決定に関する独占禁止法違反行為（以下、「本件」といいます。）が過去に存在していた疑いにより公正取引委員会の立入検査を受けるなど、再発防止策の策定時における前提とは異なる状況が存在していたことが明らかになったことから、当社では、同委員会による本件の調査結果が確定次第、あらためて本件に関する事実確認および原因究明ならびに再発防止策に関する客観的な評価・検討を行うことを目的として、**外部の識者を中心とする「調査委員会」を設置することを予定いたしております。**

なお、2015 年 1 月以降に、当社が独占禁止法違反行為に関し**公正取引委員会による調査を受けた各事案について時系列で整理した図表**および 2016 年 3 月 25 日公表の**「独占禁止法順守に向けた再発防止策について」**を次葉以降に添付いたしておりますので、あわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

- < 「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」(2019 年 5 月 9 日公表) 6 頁 (ご参考. 2015 年 1 月以降に調査を受けた独占禁止法違反行為について) >

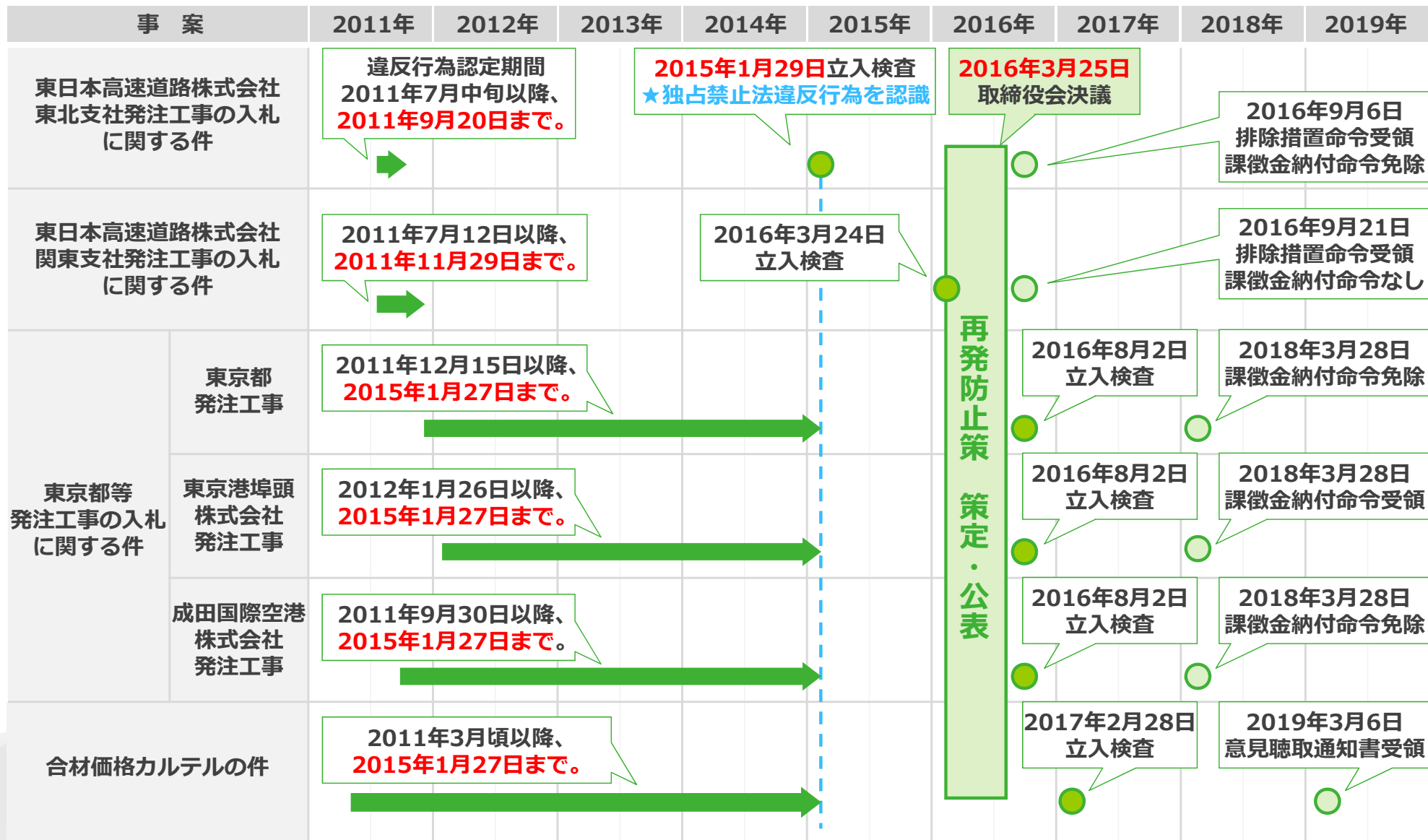
<http://www.seikitokyu.co.jp/dev/wp-content/uploads/2019/05/140120190508417886.pdf>

- < 「独占禁止法順守に向けた再発防止策について」(2016 年 3 月 25 日公表) >

<http://www.seikitokyu.co.jp/wp-content/uploads/2016/03/20160325.pdf>

以 上

(参考) 一連の独占禁止法違反行為にかかる時系列の整理 [図]



※「合材価格カルテルの件」の違反行為認定期間は、現在も調査継続中につき、意見聴取通知書の排除措置命令書（案）の内容に基づき記載。



平成28年3月25日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 俊 昭
(コード番号 1898 東証第1部)
問 合 せ 先 総務人事部長 打越 誠
T E L 03 - 3434 - 3345

独占禁止法順守に向けた再発防止策について

当社は、平成28年3月4日に東日本高速道路株式会社東北支社発注工事の入札に関する調査等への当社の対応についてお知らせいたしておりますが、関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを重ねてお詫び申し上げます。

当社では、この事態を厳粛に受け止め、現在も、再発防止に向けた様々な取り組みを行っておりますが、このたび取締役会において違法行為の徹底排除につきあらためて決議を行い、また、これを機として、さらに再発防止策を強化いたしてまいりますので、これらの概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今後も、再発防止策の完全実施と法令順守のなお一層の徹底を図り、引き続き皆様からの信頼の回復に努めてまいります所存でございます。

記

1. 談合決別宣言

当社の全役職員は、「コンプライアンス経営の推進」を企業存続の大前提とし、あらゆるルールを厳守し行動いたします。

世紀東急工業グループの行動規範に則り、事業活動における独占禁止法をはじめとする独占禁止法関連法令を順守し、入札談合はもとよりすべての反競争的な行為を行わないことを宣誓いたします。

2. 経営トップのコミットメントとイニシアチブ

コンプライアンス経営の推進にあたり、経営トップが、役職員に対してコンプライアンス重視の基本方針を明確に示すとともに自ら率先垂範してまいります。

本件発生後、全役職員に向け「談合の徹底排除」を旨とする社長メッセージを発信いたしました。今後も引き続き、役職員に向けて、適宜、コンプライアンス順守に向けたメッセージを発信してまいります。

3. 再発を未然に防止するための具体策

(1) 行動規範の周知と充実

「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」の周知徹底を図るとともに、当社におけるリスクの特定とリスクに応じた対応について、全役職員が自主的・自律的に判断、行動することにより未然防止を徹底してまいります。なお、本件発生後、周知用冊子の追補版を作成し、全役職員に配布いたしました。

(2) 独占禁止法順守マニュアルの改定

独占禁止法順守マニュアルを全面改訂いたします。実践的で理解しやすい内容とし、研修等で活用いたします。また、社内イントラネットに掲示し、全役職員が容易に参照できるようにいたします。

(3) 競合他社との接触ガイドラインの策定

競合他社との接触に関するルールを明確にし、リスクのある行為を具体的に明示することにより、営業活動における疑義を招くような行為を排除いたします。

(4) 就業規則（懲戒規程）の改定

入札談合など独占禁止法違反行為が就業規則違反であり、懲戒解雇を含む処罰の対象となることを予め明確にし、抑止力の強化を図ります。

(5) 独占禁止法違反行為に特化した相談窓口の設置

独占禁止法違反行為に特化した相談窓口を設置し、その受付窓口を外部の専門家に委託することにより、情報発信を少しでも容易にし、再発防止の機会を増やします。

(6) 教育・研修の充実

①外部講師による営業担当者教育

外部の専門家による営業担当者に対する講習会を定期的を実施します。

②営業担当者に対する面談

上長が営業担当者に対して期初に行う方針管理面談時に、独占禁止法に係るコンプライアンスインタビューを実施します。

③eラーニングの導入

eラーニングによる教育システムを導入し、独占禁止法違反に関する知識の向上を図ります。

(7) 内部統制システムの整備に関する基本方針の見直し

平成27年5月に、内部統制システムの整備に関する基本方針を見直し、独占禁止法違反行為を断固排除するため、社内体制を整備することを明確にいたしました。

(8) 適切な人事ローテーション

違反リスクの低減を図るため、特に営業部門の職員について、あらためて適切な人事ローテーションを実施します。一定期間以上異動していない営業担当者は監査の対象といたします。

(9) コンプライアンス推進責任者の配置

「コンプライアンス経営の推進」の水平展開をより効率的にするため、支店・事業部コンプライアンス推進責任者、事業所コンプライアンス推進責任者を配置いたします。

4. 再発の探知と早期発見のための具体策

(1) 内部通報制度の強化

再発を未然に防止するための具体策として、「3(5)」のとおり、独占禁止法違反行為に特化した相談窓口を新たに設置いたしますが、同時に、既に運用している内部通報制度の利用促進を図ることにより違反行為の早期発見を補完いたします。

(2) 社内リネンシー制度の導入

独占禁止法違反に対する懲罰強化の実施により、かえって、違反行為が表面化しづらくなることも考えられることから、社内リネンシー制度を導入することにより、そのリスクについて低減を図ります。

(3) 内部監査の強化

独占禁止法違反行為の再発防止、早期発見には継続的なモニタリングが不可欠であり、また、独占禁止法に係る内部監査を実施すること自体が抑止効果を生むことも期待されることから、定期監査項目に独占禁止法に関する事項を加え、継続的なモニタリングを実施いたします。

5. 再発もしくは再発懸念時の対応

(1) 違反行為からの離脱マニュアルの策定

違反行為からの離脱マニュアルを策定し、独占禁止法違反行為となる懸念が生じた際に、適正に離脱できるようにいたします。

(2) 再発（または発生）時の対処マニュアルの策定

違反行為を確認した際の報告・処置等についての手順を予め策定しておくことにより、リスクの低減を図ります。

6. モニタリング

(1) コンプライアンスの日の設定（11月18日）

① トップメッセージの発信

毎年11月18日を「世紀東急工業グループコンプライアンスの日」に設定し、毎回トップメッセージを発信します。

② 啓蒙活動

毎年、世紀東急工業グループコンプライアンスの日に啓蒙活動を実施し、違反行為に対する反省を風化させないようにいたします。

(2) 取締役会および経営会議への定期報告

取締役会および経営会議において、年2回、独占禁止法に関するモニタリング状況の報告等を実施いたします。

(3) 営業コンプライアンス委員会の設置

営業部門の内部から自主的・自律的な再発防止意識を高めること、実効性のある監督・指導活動を実施すること、および適正な営業活動を推進することを目的として、本社事業推進本部内に営業コンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催いたします。

① 営業担当者の営業日報の確認

営業日報を定期的に確認することにより、同業他社との接触ガイドラインの順守状況等を確認いたします。

② 落札率の確認

落札した案件のうち高落札率の継続などの推移を検証することにより、違反行為の抑止を図ります。

7. 誓約書

全役職員から社長宛の誓約書を提出させ、コンプライアンス意識の向上を図ります。

以 上